

埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉県福祉のまちづくり 設計ガイドブックの改定について



彩の国さいたま

埼玉県

建築安全課

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則 改正イメージ (令和3年7月1日施行)

用途

埼玉県福祉のまちづくり条例

バリアフリー法

バリアフリー法令の建物 (全国共通)

埼玉県バリアフリー条例の建物
(埼玉県の引下げ、追加建物)

法令の用途について面積を指定しています

法令で定めている用途について、福まち条例のかかる面積を規定します
例) 飲食店150㎡~

福まち条例独自の建物にも適用されます

バリアフリー法や条例で対象となっていない用途も適用します
例) 事務所、工場

整備基準

埼玉県福祉のまちづくり条例

バリアフリー法

バリアフリー法令の基準
(全国共通)

埼玉県バリアフリー条例の基準
(埼玉県の上乗せ基準)
例) 階段の両側手すり

すべての利用者が使用する部分に適用します

バリアフリー法で規定する不特定多数又は高齢者障害者が利用する部分だけでなく、建物のすべての人が利用する部分の整備が必要です
例) 共同住宅の住戸までの廊下、学校の階段

細かいところまで配慮を求めています

バリアフリー法で規定する整備箇所に加え、利用しやすい施設にするため細かい基準を追加しています
例) 廊下には突出物を設けない、標識の文字はわかりやすく

福まち条例独自の整備箇所があります

バリアフリー法で規定していない埼玉県独自の整備箇所があります
例) カウンター、休憩施設

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則 改正イメージ

目的: 埼玉県福祉のまちづくり条例の整備範囲が、建築主や設計者に伝わりやすい条文に
(バリアフリー法の引用や、独自基準を明確にする)

階段の例

福祉のまちづくり条例

- ・表面は粗面又は滑りにくい材料
- ・両側に手すり設置 **強化**
- ・回り段を設けない **強化**
- ・踏面の端部と周囲との色の明度さ等により段を容易に識別
- ・段鼻の突き出し無しでつまづきにくい構造 **強化**
- ・段がある部分の上端に点状ブロックを設置

バリアフリー法

- ・手すり設置
- ・表面は粗面又は滑りにくい材料
- ・踏面の端部と周囲との色の明度、色相、彩度により段を容易に識別
- ・段鼻の突き出しその他つまづきの原因を設けない構造
- ・段がある部分の上端に点状ブロックを設置(不特定多数or視覚障害者利用に限る)
- ・回り階段でない(空間が困難な場合はこの限りでない)

改正

- ・**バリアフリー法に定める基準に適合**
- ・両側に手すり設置
- ・回り段は設けない
- ・すべての階段の上端に点字ブロック

ガイドブックの構成

《基本的考え方》

整備の目的を掲載しています。

《整備項目》

- 対象欄は整備する箇所です。
- 以降は整備基準となります。
- 右欄にバリアフリー法令、埼玉県バリアフリー条例の類似基準を掲載しています。
- バリアフリー法令に類似の基準がある場合は下記も参考にしてください。
日本建築行政会議「バリアフリー法逐条解説（建築物）」
国土交通省「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」
- 青字は条文やガイドブックに規定がある用語です。

《用語の定義》

- 条文上規定がある、又はガイドブックで規定した用語を抜粋しています。

《解説》

- 各整備基準がどのような目的かを解説しています。
- 解説を参考に、効果のある設計としてください。

《望ましい整備》

- 利用者によっては整備が望まれるものを掲載しています。
- 利用者を想定して整備を検討してください。

《解説図》

- 整備項目等を絵や図、写真を用いて説明しています。
- 標準的な整備は整備項目を審査するうえで判断の基本となる基準や寸法です。

《凡例》

バリアフリー法同等基準

バリアフリー法令と同じ整備箇所同等の規定をしている基準

福まち条例独自基準

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例の独自基準

福まち条例独自基準（努力義務）

バリアフリー法令と異なる福祉のまちづくり条例独自基準で努力義務を課している基準

標準的な整備基準

福祉のまちづくり条例を審査するうえで、判断の基本となる整備内容や寸法等

4 便所

《基本的考え方》

高齢者、障害者等の社会参加や外出の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所を整備することが求められます。また、オストメイト、介助者や乳幼児連れ、子どもなど利用者の特性に合わせ、機能を区分した便所又は便房の整備が必要です。

| | 福祉のまちづくり条例 | バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例 |
|------|--|---|
| 対象 | 床面積の合計が500㎡以上の建築物又は専ら高齢者、障害者が利用する建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舎を除く） | 法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（多数の者の読み替え有り） |
| ①設置数 | ★男子用及び女子用の区分がなく利用できる、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設けること。 | 令第14条第1号 便所内に、車椅子を使用して者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。 |

《用語の定義》

| | 福祉のまちづくり条例 | バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例 |
|-----|------------------------------|----------------------------|
| 利用者 | 施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者 | — |

《解説》

- 【設置数】車椅子使用者や、介助を伴う障害者、高齢者等に配慮するため、十分な空間のとれる便所を設ける。異性介助も想定し、男女の性別によらず利用できる位置とする。
- 【空間設備】便所内には、車椅子使用者が回転できるよう十分な空間を確保する。また、便一座への移乗や立ち上がりの補助となる手すりを配置する。

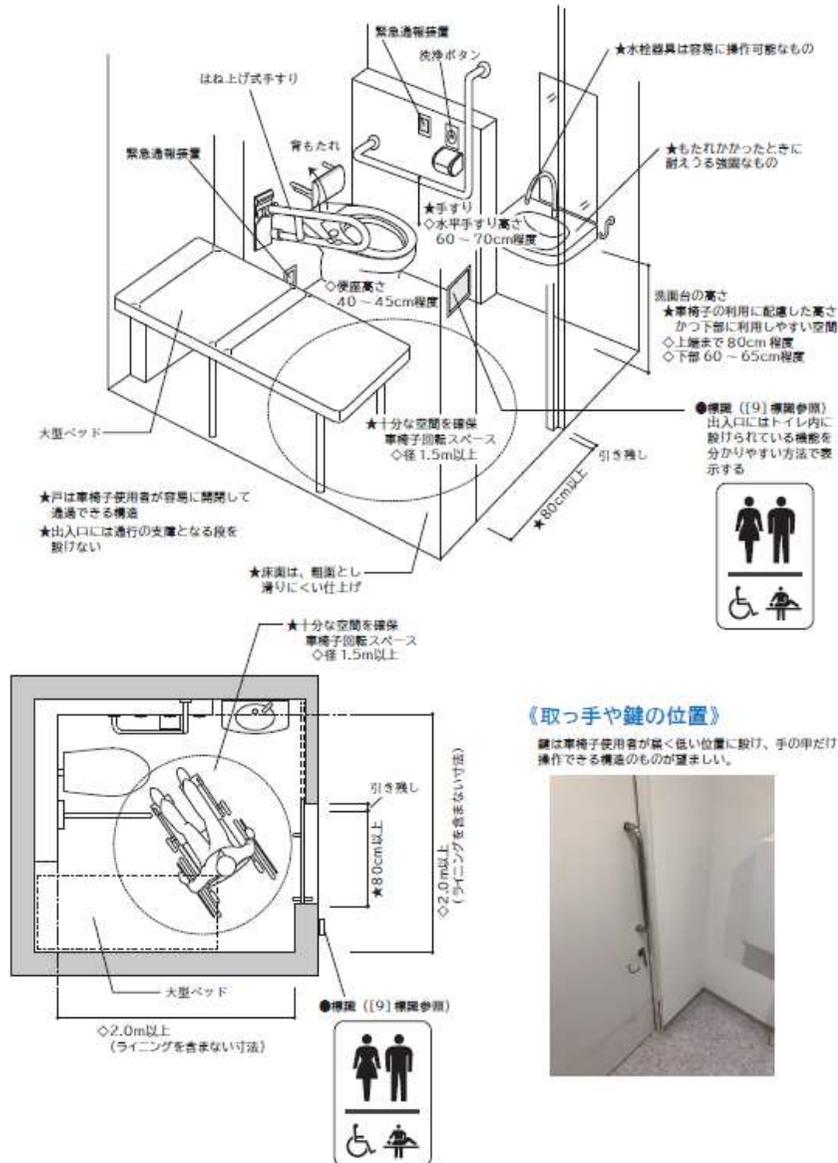
《望ましい整備》

- 各階にトイレを設ける場合は、それぞれの階に車椅子対応トイレを設ける。
- 同一建築物内に複数のトイレを設ける場合は、車椅子対応トイレ、オストメイト設備、ベビーベッド、ベビーチェア等を適宜機能を分けて配置する。

解説図

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福祉条例独自基準
☆福祉条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

《車椅子対応トイレの内部》



《取っ手や鍵の位置》

鍵は車椅子使用者が届く低い位置に設け、手の申だけで操作できる構造のものが望ましい。



整備項目表

4 便所

【凡例】●バリアフリー法同等基準 ★福祉条例独自基準
☆福祉条例独自基準（努力義務） ◇標準的な整備基準

【1】車椅子対応トイレ

| 対象 | 対象 対象外 | |
|---|---|-----------|
| 床面積の合計が500㎡以上の建築物又は専ら高齢者、障害者が利用する建築物で、利用者の用に供する便所（共同住宅及び寄宿舎を除く） | 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物で2以上設けた場合、床面積の合計が500㎡未満の建築物で1以上設けた場合、共同住宅又は寄宿舎で車椅子対応トイレに代わり設けた場合は、この項目をチェックすること | |
| 整備箇所等 | 整備基準 | 整備状況 |
| ①設置数 | ★男子用及び女子用の区分がなく利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所を1以上設けること。 | 適否 |
| ②空間の確保等 | ★内部は、車椅子使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。 | 適否 |
| ③出入口幅 | ★出入口の幅は、80cm以上とすること。 | 適否 |
| ④戸の構造 | ★出入口に戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ★自動的に開閉する構造の戸を設ける場合は、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の開鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。 | 非該当 適否 |
| ⑤段 | ★出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。 | 適否 |
| ⑥床面 | ★床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 | 適否 |
| ⑦洗面器 | ★次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。 (i) 車椅子使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車椅子使用者が利用しやすい空間が設けられていること。 (ii) もたれがかったときに耐える強固なものとする。 (iii) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。 | 適否 |